一一三　金融商品取引法施行令第二十六条の二の二第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を定める告示　二九　五

一一四　金融商品取引法施行令第二十六条の五第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を定める告示　二九　五

○金融庁、法務省

八

社債等登録法施行令第一条第一項の会社並びに社債等登録法施行規則第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件の一部を改正する件　一二　二

○金融庁、法務省、財務省

七

社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件　二八　二

○総　務　省

三六三　元売業者を指定した件　一　五

三六四　誘導式読み書き通信設備の型式を指定した件　一　207　二

三六五　搬送式インターホンの型式を指定した件　一　207　三

三六六　特別搬送式デジタル伝送装置の型式を指定した件　一　207　三

三六七　超音波洗浄機の型式を指定した件　一　207　三

三六八　超音波加工機の型式を指定した件　一　207　三

三六九　無電極放電ランプの型式を指定した件　一　207　三

三七〇　電子レンジの型式確認の届出があった件　一　207　三

三七一　電磁誘導加熱式調理器の型式確認の届出があった件　一　207　三

三七二　電波法施行規則第四十六条の二第一項の規定により型式の指定を受けた者の名称を変更した件　一　207　六

三七三　在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を定める件　八　一

三七四　在外公館等における在外投票を行うことができる期日を定める件　八　二

三七五　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件の一部を訂正する件　八　二

三七六　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件の一部を訂正する件　一四　二

三七七　政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件の一部を訂正する件　一四　二

三七八　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件の一部を訂正する件　一四　二

三七九　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件の一部を訂正する件　一四　二

三八〇　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件の一部を訂正する件　一四　二

三八一　周波数割当計画の一部を変更する件　一四　三

三八二　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件　一八　二

三八三　政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二〇　七

三八四　政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二一　二

三八五　政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件及び同法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件の一部を訂正する件　二一　三

三八六　政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二一　三

三八七　周波数割当計画の一部を変更する件　二一　三

三八八　デジタルコードレス電話の無線局及びＰＨＳの陸上移動局が使用する電波の型式及び用途等並びにＰＨＳの陸上移動局が使用する電波のうち使用できない電波として除外された周波数を定める件の一部を改正する件　二六　224　六

三八九　時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局又はＰＨＳの無線局に使用する無線設備の技術的条件等を定める件　二六　224　六

三九〇　端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件の一部を改正する件　二六　224　九

三九一　端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件の一部を改正する件　二六　224　九

三九二　電気通信回線設備への接続を要しないデジタルコードレス電話の無線局の無線設備を定める件及びデジタルコードレス電話の親機の呼出名称記憶装置及び識別装置の技術的条件を定める件を廃止する件　二六　224　一〇

三九三　夕張市財政再生計画の変更の同意　二六　224　一〇

三九四　政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件　二七　226　一

三九五　政治資金規正法の規定により、政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった旨を公表する件　二九　228　五

三九六　政治資金規正法の規定により、政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった旨を公表する件　二九　228　五

○中央選挙管理会

二四

平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件　六　一

二五

平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙区における名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件　六　特25　一

○政治資金適正化委員会

四七

政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　五　一

四八　〃　一五　二

四九　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　一五　二